

様式第16号（第19条関係）

地域裨益に関する覚書

本覚書は、甲（裨益還元先）、乙（補助金交付申請者）及び丙（松本市）が、乙が実施する補助対象事業に係る地域裨益の実施内容等について三者の合意を確認するため、次の条項により締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、乙が実施する（事業名： ）に関して、当該事業から生じる収益の補助対象設備（以下「設備」という。）が所在する町会等への還元（以下「裨益」という。）の内容、実施方法及び履行確認の方法を定めることを目的とする。

2 裨益は、補助金類型Ⅱ又はⅢの事業により得た事業収益をもって行うことを原則とする。

（裨益の用途）

第2条 甲から乙へ裨益される金銭又は役務等は、設備が所在する地域について、甲、乙及び丙が協議を行い明確にした課題の解決（以下「地域課題解決」という。）に資するものに充てることとする。

地域課題：（具体的内容）

（裨益の内容）

第3条 地域課題解決に資する裨益内容は次のとおりとする（該当する項目にチェックし、具体的内容を記載すること）。

金銭による還元

具体的な裨益方法：

裨益還元先における裨益される金銭の用途：（具体的内容）

役務による還元

役務の内容：（具体的内容）

2 金銭による還元における裨益額は、補助対象期間における通算補助額の3割以上とする。

3 役務による還元における裨益の規模は、金銭による還元における裨益額相当以上とする。この場合において、乙は、当該裨益の規模が分かる見積書を甲及び丙に提出するものとする。

4 乙は、前条で定めた裨益内容について、具体的な金額又は役務等を確定したときは、直ちに（別紙）地域裨益年次計画表を更新し、甲及び丙に通知するものとする。

（裨益還元先）

第4条 裨益還元先町会・地区・団体： \_\_\_\_\_

（実施期間）

第5条 裨益の実施期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

(実施方法・スケジュール)

第6条 実施スケジュール(主要項目):(例) 毎年〇月に金銭による還元を実行 等  
実施主体及び担当:

甲(地区側の調整、裨益の受入)

乙(実施・支払)

丙(履行状況の確認・助言)

(履行確認・報告)

第7条 甲は、乙が甲に対し金銭による裨益を行う場合において、毎年度、乙及び丙に対し、裨益内容に係る報告書及び裨益された金銭に係る証憑<sup>ひょう</sup>(領収書、写真等)を提出するものとする。

2 乙は、乙が甲に対し役務等による裨益を行う場合において、毎年度、甲及び丙に対し、裨益内容に係る報告書及び裨益した役務等に係る証憑(領収書、写真等)を提出するものとする。

3 丙は、必要に応じて、甲又は乙に対し、履行状況の確認を行うことができる。

(裨益等の履行要求)

第8条 甲、乙及び丙は、甲又は乙が本覚書に定める裨益又は地域課題解決の履行を怠ったときは、甲又は乙に対し、裨益又は地域課題解決の履行を求めることができる。

2 丙は、前項の規定による履行要求後、相当期間が経過しても甲又は乙が履行しないときは、協議の上対応を決定する。

(変更及び解除)

第9条 本覚書の内容を変更又は解除するときは、甲、乙及び丙の書面による合意をもって行うものとする。

2 乙の都合により本覚書を解除しようとするときは、乙は、補助対象設備を撤去し、自己の費用負担において原状回復を行うものとする。

(紛争の解決)

第10条 本覚書に係る紛争は、誠意をもって協議により解決するものとする

(補則)

第11条 本覚書に定めのない事項は、甲、乙及び丙が協議の上決定する。

(別紙) 地域裨益年次計画表

締結日: 年 月 日

甲(裨益還元先)

団体名:

代表者名:

住所:

電話：

署名／押印： \_\_\_\_\_

乙（補助金交付申請者）

法人・氏名：

代表者名：

所在地：

電話：

署名／押印： \_\_\_\_\_

丙（松本市）

松本市：

代表者名：

住所：

電話：

署名： \_\_\_\_\_

